所沢市教育委員会請願処理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、所沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対する請願及び陳情(以下「請願」という。)の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(請願書の提出)

- 第2条 請願者は、邦文を用いて、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請願書」という。)を所沢市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。
 - (1) 件名
 - (2) 請願の趣旨
 - (3) 提出年月日
 - (4) 請願者の住所及び氏名(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在 地並びに名称及び代表者の氏名)

(請願書の処理)

- 第3条 教育長は、請願書を受理したときは、速やかに教育委員会の会議に付するものとする。
- 2 教育長は、前項の規定にかかわらず、請願書の内容が軽易なもの又は緊急 を要するものについては、適切な処理をし、その結果を教育委員会の会議にお いて報告しなければならない。

(説明の聴取)

第4条 教育委員会は、必要と認めるときは、請願者及びその関係者の出席を 求め、説明を聴取することができる。

(意見の陳述)

- 第5条 請願者は、教育委員会が許可したときは、教育長の許可する時間内に おいて、請願に関する意見を述べることができる。
- 2 前項の規定により請願に関する意見を述べようとする者は、あらかじめ文書により教育長に申し出なければならない。

(通知)

- 第6条 教育委員会は、請願の処理の結果を請願者に通知するものとする。 (委任)
- 第7条 この規則に定めるもののほか、請願の処理に関し必要な事項は、別に 定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。